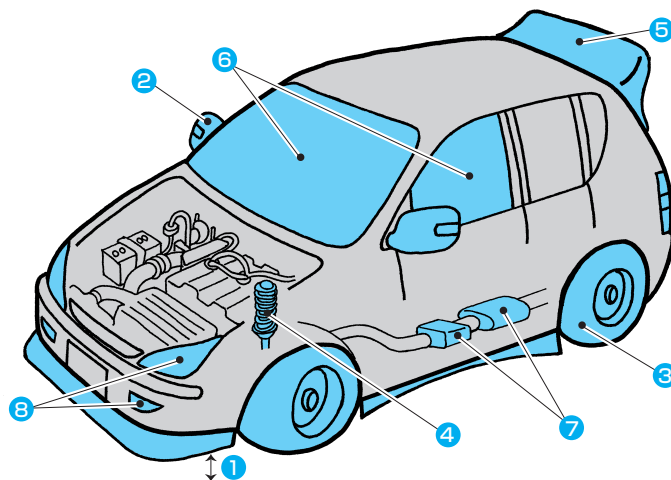


保安基準不適合チェックシート

車種／車両登録番号	／	チェック実施者名	
チェック実施年月日	年 月 日	定期点検実施年月日	年 月 日

①最低地上高		保3条	
9cm 未満（アンダーカバー付きを除く）		✓	
②後写鏡（ドアミラー・アウトサイドミラー）		保18・44条	
固定式、非緩衝式、鋭い突起		✓	
③走行装置（タイヤ、ホイール）		保9・18条	
はみだし10mm以上（前方30°・後方50°の範囲）、JWL等のマークなし		✓	
④緩衝装置（サスペンション）		保14条	
切断、圧縮、取り外し		✓	
⑤車枠及び車体（エアスポイラー）		保18条	
車体からの突出、リヤスポイラーの端部の位置		✓	
⑥窓ガラス		保29条	
指定（車検ステッカー、定期点検ステッカー等）以外の貼付物、着色フィルムの貼付		✓	
⑦騒音防止装置・排出ガス発散防止装置（マフラー、触媒、キャニスター）		保30・31条	
取り外し、切断、開口位置、排気騒音		✓	
⑧灯火装置（ヘッドライト他）		保32～41条	
ヘッドライト	～H17.12.31 製作車	淡黄色又は白色以外	✓
	H18.1.1～製作車	白色以外	✓
方向指示器	点滅回数が毎分60回未満もしくは120回を超える		✓
	橙色以外		✓
ブレーキランプ	赤色以外		✓
テールランプ	赤色以外		✓
バックランプ	～H8.1.31 製作車	淡黄色又は白色以外	✓
	H18.2.1～製作車	白色以外	✓
リヤリフレクター（反射器）	赤色以外、装備なし、大きさ、取付位置、形状		✓
ナンバーランプ	白色以外		✓
ポジションランプ	～H17.12.31 製作車	白色、淡黄色又は橙色以外	✓
		色の不揃い	✓
	H18.1.1～製作車	白色以外（除く方向指示器一体型）	✓
点滅する灯火（方向指示器を除く）		✓	



◆道路運送車両法第99条の2（不正改造の禁止）により不正改造車には整備命令が発令され、整備命令標章が貼付されます。この命令に従わない場合は当該自動車の使用が禁止され、車検証とナンバープレートが没収されます。